

議員提出第4号議案

固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続及び制度の恒久化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、足立区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和8年10月20日

提 出 者

足立区議会議員	吉	岡	茂
同	ぬ	か	が
同	い	い	く
同	吉	田	こ
同	く	じ	ら
同	加	地	ま
同	佐	藤	あ

足立区議会議長 伊 藤 のぶゆき 様

（提案理由）

東京都に対し、固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続及び制度の恒久化を求めるため、本案を提出する。

固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続及び制度の恒久化を求める意見書

内閣府は令和８年９月の月例経済報告において、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある」としており、小規模事業者を取り巻く環境は依然として予断を許さない状況にある。

こうした中、東京都が継続実施している「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置」及び「商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置」は、区民の過重な税負担を緩和し、厳しい経営環境にある小規模事業者にとっても、経営の安定や事業継続への大きな支えとなっている。

物価高が続く中、中東情勢を始めとした世界経済の不透明感が区内小規模事業者の経営や区民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念される。こうした状況において、東京都がこれらの軽減措置を廃止すれば、地域経済に深刻な影響を及ぼすことが強く危惧される。

よって、足立区議会は東京都に対し、令和９年度以降も下記事項を継続実施するとともに、制度を恒久化するよう強く求めるものである。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を２分の１とする軽減措置
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税を２割減額する減免措置
- 3 商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を６５％に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

東京都知事 あ て